



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 153/2023年9月号

発行日：2023年9月26日

ふるさと納税、活用されていますか？ 我が家では、普段使いのお米や、私が飲むビール、家族皆で楽しめる季節ごとのフルーツなどを返礼品としてもらっています。10月からふるさと納税の寄付額が上がる自治体が多く、現在駆け込みで寄付する動きが広がっているようです。これは、総務省が過度な返礼品競争を防ぐため、返礼品の調達費用や送料など経費の総額を寄付額の5割以下とするよう10月から基準を厳格化することにもなう対応のようです。9月も残りわずかです。ふるさと納税活用されている方は、是非お急ぎください。

### ・ 最新情報（2023年8月1日～2023年8月31日）

#### 1. 業種別委員会

特になし

#### 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

#### 3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

#### 4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

特になし

#### 5. IT 関係（テクノロジー委員会）

特になし

## 6. その他（会計制度委員会等）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2023 年 8 月 2 日	実務指 針	監 査 基 準 報 告 書 700 実務指針第 1 号「監査報告書 の文例」及び監査 基準報告書 700 実務ガイダンス第 1 号「監査報告書 に係るQ & A（実 務ガイダンス）」の 改正並びに「公開 草案に対するコメ ントの概要及び対 応」の公表につい て	<p>日本公認会計士協会（監査・保証基準委員会）では、2023 年 7 月 28 日の常務理事会の承認を受けて、監査基準報告書 700 実務指針第 1 号「監査報告書の文例」及び監査基準報告書 700 実務ガイダンス第 1 号「監査報告書に係るQ &amp; A（実務ガイダンス）」の改正を公表しましたのでお知らせいたします。</p> <p>本改正に当たっては、2023 年 4 月 18 日から 6 月 16 日までの間、草案を公開し、広く意見を求めました。「公開草案に対するコメントの概要及び対応」も併せて掲載しておりますのでご参照ください。</p> <p>本改正は、2022 年 10 月の監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」の改正に伴い、監査基準報告書 700 実務指針第 1 号「監査報告書の文例」及び監査基準報告書 700 実務ガイダンス第 1 号「監査報告書に係るQ &amp; A（実務ガイダンス）」について所要の見直しを行ったものです。</p>	—
2023 年 8 月 4 日	報告書	「財務報告内部統 制監査基準報告書 第 1 号「財務報告 に係る内部統制の 監査」の改正」及 び「公開草案に対 するコメントの概 要及び対応」の公 表について	<p>日本公認会計士協会（監査・保証基準委員会）では、2023 年 7 月 28 日開催の常務理事会の承認を受けて、「財務報告内部統制監査基準報告書第 1 号「財務報告に係る内部統制の監査」の改正」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」を公表いたしましたので、お知らせいたします。</p> <p>本改正は、2023 年 4 月 7 日に企業会計審議会から公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」（以下「意見書」という。）を受けて、所要の見直しを行ったものです。</p>	—

## II. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

TOKO ニュースレターでは 2023 年 5 月号 vol.149 で「リースに関する会計基準（案）」の公開草案について速報でお知らせしました。その後、8 月にコメント募集が終了しており、今後改正リース基準として公表されることとなります。公表及び適用時期は未定ですが、実務担当者は早期に検討を開始することが望まれます。今回は、改正リース基準の適用により論点となりそうな部分について、特に借手側の処理について検討していきたいと思えます。

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

### 1. リースの識別の判断

リースを、「原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約又は契約の一部をいう」として定義した上で、ここでいう契約は、法的な強制力のある権利及び義務を生じさせる複数の当事者間における取り決めという、としており、書面・口頭・取引慣行等が含まれる、としています。改正リース基準では、契約形態ではなく、取引実態の判断でリース判断を行うため、従来リースとして識別されなかった取引が新たにリースとして識別される可能性があります。

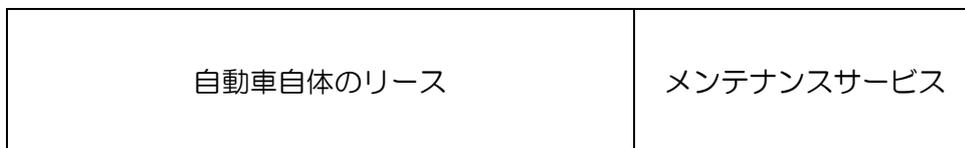
- ・顧客が、特定された資産の使用から生じる経済的利益のほとんどすべてを享受する権利を有しているか。
- ・顧客が、特定された資産の使用を指図する権利を有しているか。

等を考慮の上、リースに該当するか否かを判断することになり、形式上はリースではない契約や財又はサービスの販売・購入契約の一部がリースとして識別される可能性が出てきそうです。

### 2. リース・非リースの区分

借手は、リースを含む契約について、原則としてリースを構成する部分とリースを構成しない部分とに分けて会計処理を行う（基準 26）としています。適用指針 11 では対価の配分方法について、「借手は、契約における対価の金額について、リースを構成する部分とリースを構成しない部分とに配分するにあたって、それぞれの部分の独立価格の比率に基づいて配分する。また、借手は、契約における対価の中に、借手に財又はサービスを移転しない活動及びコストについて借手が支払う金額が含まれる場合、当該金額を契約における対価の一部としてリースを構成する部分とし、ない部分とに配分する。」と規定しています。

（例）自動車のリース契約

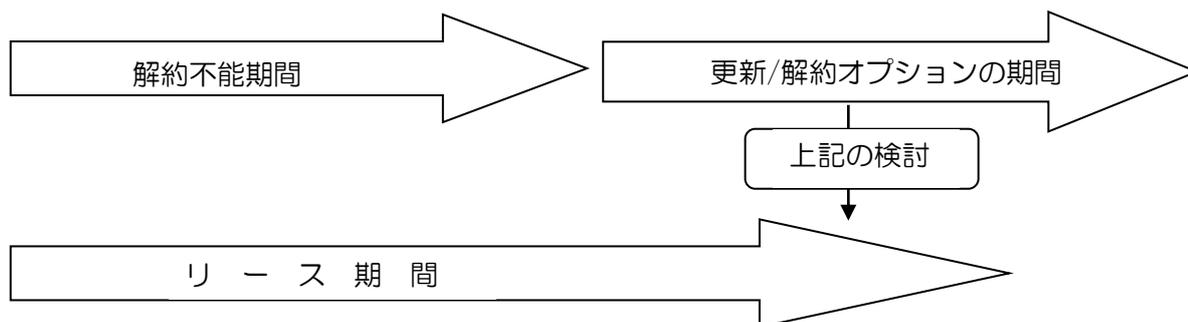


### 3. リース期間の決定

基準 14 では、「借手のリース期間とは、借手が原資産を使用する権利を有する解約不能期間に、次の（1）及び（2）の両方を加えた期間をいう。

- （1）借手が行使することが合理的に確実であるリースの延長オプションの対象期間
- （2）借手が行使しないことが合理的に確実であるリースの解約オプションの対象期間」と規定しています。

同種の資産の使用実績や、資産の特性、代替資産の有無、リースを解約して新たなリース契約を締結するコスト等を総合的に勘案して決定する必要があり、リース期間は書面での契約期間と異なる可能性があります。



以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒162-0824

東京都新宿区揚場町1番1号 揚場ビル3階

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703